

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部医療課医務・看護担当
内線番号	4754

No.	項目	内容
①	処分名	京都府立看護学校修学資金の返還の免除
②	法令名	京都府立看護学校修学資金の貸与に関する条例
③	法令番号	平成16年10月19日
④	根拠条項	第4条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第4条 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の全部の返還を免除するものとする。</p> <p>(1) 看護学校を卒業した日から1年を経過する日までに看護師の免許を受け、直ちに、前条に規定する業務に従事し、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、引き続き5年間業務に従事したとき。</p> <p>(2) 前号に規定する業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。</p> <p>2 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなったとき。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、知事が特別の事由があると認めると</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等の人材確保の促進に関する法律 (平成4年6月26日法律第86号) ・看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターに関する省令 (平成4年10月21日厚生省・労働省令第6号 最終改正 同20年11月28日 厚生労働省令第163号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 看護学校を卒業した日から1年を経過する日まで。
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	看護学校を卒業した日から1年を経過する日まで。
⑫	問合せ	
⑬	備考	